

## 不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所管理課 (06-6647-0923)
処分担当名	同上
処分の名称	指定難病指定医の指定の取消し
概要	処分基準に該当する場合、指定医の指定を取り消す
根拠法令等 及び条項	難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第20条第2項、第20条第3項
処分基準	<p>1 指定医がその医師免許を取り消され、又は期間を定めて医業の停止を命ぜられたときは、その指定を取り消さなければならない。</p> <p>2 指定医が法若しくは法に基づく命令に違反したとき又は指定難病の診断若しくは治療に関し著しく不当な行為を行ったときその他指定医として著しく不相当と認められるときは、その指定を取り消し、又は1年以内の期間を定めてその指定の効力を停止することができる。</p>
ホームページ	<p><a href="http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000428627.html">http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000428627.html</a></p> <p><a href="http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000443792.html">http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000443792.html</a></p>
備考	